

令和 8 年度 藤江駅周辺公共嘱託登記ほか業務委託

設計書

(当初設計)

業務番号

業務名

履行場所 明石市藤江地内

工 種 嘱託登記

[illegible]

総括情報表

単価適用年月日	00-08. 10. 01 (0)		
	今 回		前 回
旅費交通費率計上	02 自動率計上しない		

工事費内訳書

費目・工種・種別・細目		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量委託費							
調査測量							
打合せ等							
打合せ							
		1		式			工種 第0001号明細表
資料調査							
		1		式			工種 第0002号明細表
事前調査							
		1		式			工種 第0003号明細表
用地測量							
筆界確認							
		1		式			工種 第0004号明細表
立会							
		1		式			工種 第0005号明細表

工事費内訳書

頁0-0003/0031

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
境界標設置						
	1		式			工種 第0006号明細表
登記業務						
分筆登記						
	1		式			工種 第0007号明細表
書類の作成						
書類の作成						
	1		式			工種 第0008号明細表
直接費計 旅費○、電子○						
純調査費						
諸経費						
			式			
測量作業価格						

工事費内訳書

費目・工種・種別・細目		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
業務価格計											
消費税相当額											
総計					式						

打合せ

工 種 明 細 表

工種 第0001号明細表

頁0-0005/0031

名 称 ・ 規 格		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
打合せ						施工 第0 -0001号内訳表
		1	業務			
合 計						
		1	式			

工 種 明 細 表

工種 第0002号明細表

名 称 ・ 規 格		数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
公簿類						施工 第0 -0002号内訳表
		15	筆／個			
地図類						施工 第0 -0003号内訳表
		15	筆			
図面類						施工 第0 -0004号内訳表
		8	筆／個			
合 計						
		1	式			

名 称 ・ 規 格		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
事前調査						施工 第0 -0005号内訳表
		1	業務			
合 計						
		1	式			

工 種 明 細 表

工種 第0004号明細表

頁0-0008/0031

名 称 ・ 規 格		数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
多角測量 準市街地 測点3点 難易度：普通						
		6	点			施工 第0 -0006号内訳表
復元測量 準市街地 難易度：普通						
		12	点			施工 第0 -0007号内訳表
画地調整 難易度（普通）						
		2	区画			施工 第0 -0008号内訳表
区画加算 準市街地（普通）						
		2	区画			施工 第0 -0009号内訳表
合 計						
		1	式			

名 称 ・ 規 格		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
立会・確認 準市街地 難易度：普通						
		6	点			施工 第0 -0010号内訳表
公共用地境界 Aランク						
		5	点			施工 第0 -0011号内訳表
公共用地境界 Bランク						
		1	点			施工 第0 -0012号内訳表
公共用地境界 Cランク						
		4	点			施工 第0 -0013号内訳表
合 計						
		1	式			

名 称 ・ 規 格		数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
境界点測設 準市街地 難易度：普通						施工 第0 -0014号内訳表
		2	点			
金属鈹 難易度：普通						施工 第0 -0015号内訳表
		14	本			
合 計						
		1	式			

工 種 明 細 表

頁0-0011/0031

[illegible]

頁0-0013/0031

当り

[illegible]

施工 第0 -0002号内訳表

頁0-0014/0031

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

筆／個 当り

数	量
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

单 位

单

儻

金額

備

考

1 直接人件費

1

筆／個

頁0-0015/0031

〔規格 1〕

[規格 2]

[摘要]

筆

当り

考

1 直接人件費

筆

[illegible]

頁0-0016/0031

筆／個 当り

考

筆／個

施工 第0 -0005号内訳表

頁0-0017/0031

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

業務	当り
----	----

[illegible]

頁0-0018/0031

1 点 当り

[illegible]

施工 第0 -0007号内訳表

頁0-0019/0031

〔規格 1〕準市街地

[規格 2] 難易度：普通

[摘要]

1 点 当り

[illegible]

頁0-0020/0031

当り

[illegible]

頁0-0021/0031

区画 当り

[illegible]

施工 第0 -0010号内訳表

頁0-0022/0031

[規格 1] 準市街地

[規格 2] 難易度：普通

[摘要]

1 点 当り

[illegible]

頁0-0023/0031

[摘要]

備	考
---	---

点

[illegible]

施工 第0 -0012号内訳表

頁0-0024/0031

〔規格 1〕 B ランク

[規格 2]

[摘要]

1 点 当り

[illegible]

施工 第0 -0014号内訳表

頁0-0026/0031

[規格 1] 準市街地

[規格 2] 難易度：普通

[摘要]

1 点 当り

[illegible]

施工 第0 -0015号内訳表

頁0-0027/0031

[規格 1] 難易度：普通

[規格 2]

[摘要]

1	本	当り
---	---	----

[illegible]

頁0-0028/0031

1	件	当り
---	---	----

[illegible]

頁0-0029/0031

1	通	当り
---	---	----

[illegible]

施工 第0 -0018号内訳表

頁0-0030/0031

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

1	通	当り
---	---	----

[illegible]

頁0-0031/0031

当り

考

通

[illegible]

測 量 委 託 共 通 仕 様 書

第1条 適用範囲

1. この共通仕様書は、明石市都市局道路安全室が実施する測量委託に適用する。
2. 設計図書および特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2条 作業実施

測量作業は、兵庫県の定める公共測量作業規程および同規定に係る運用基準（以下「規程」という。）により実施するものとする。

第3条 用語の定義

監督員、指示、承諾、協議、設計図書とは次の定義による。

- (1) 監 督 員 主任監督員、監督員を総称していう。
- (2) 指 示 発注者側の発議により監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- (3) 承 諾 受注者側の申し出た事項に対して監督員が了解することをいう。
- (4) 協 議 監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (5) 設計図書 金抜設計書、本仕様書及び特記仕様書をいう。

第4条 疑 義

受注者は、測量作業実施にあたり仕様書および設計図書等に疑義を生じた場合は、監督員と協議のうえ実施するものとする。

第5条 測量の基準

この測量に使用する測量の基準は「規程」第2条に規定するもの、又は、監督員の指示によるものとする。

第6条 支給材料および貸与

1. 受注者は支給材料および貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
2. 受注者は、作業完了時には支給物品清算書をすみやかに監督員に提出しなければならない。

第7条 作業確認

受注者は、主要な測量作業段階のうち特記仕様書またはあらかじめ監督員の指示した箇所については、監督員の承諾を得なければ次の作業を進めてはならない。

第8条 検 査

受注者は既済部検査および完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品並びに関係資料等を備えておくものとし主任技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

第9条 作業管理

1. 受注者は、作業実施にあたり関係法規を遵守し、常に善良なる管理を行わなければならない。
2. 測量現場が隣接し、または同一場所において実施する別途測量がある場合には常に相互協調するとともに成果の照合を行わなければならない。
3. 受注者は、測量実施にあたり水陸交通の妨害または、公衆に迷惑をおよぼさないよう努めなければならない。
4. 受注者は、測量作業中安全に留意しなければならない。

第10条 土地の立入

1. 受注者は、測量実施にあたり国、公有または私有の土地に立入る場合は関係法令に規定する身分証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 受注者は、測量実施にあたり宅地または、かき、さく等で囲まれた土地に立入る場合は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。

ただし、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは監督員と協議するものとする。

第 11 条 土地の使用等

受注者は植物、かき、もしくはさく等の伐除または土地もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者または占有者の承諾を得て行うものとする。この場合に生じた損失は、特記仕様書に示す他は原則として受注者が補償するものとする。

第 12 条 関係行政機関その他への手続き

1. 受注者は、測量実施のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは監督員と打合せのうえ受注者において迅速に処理しなければならない。
2. 受注者は、関係官公庁その他に対して交渉を要するときまたは交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

第 13 条 提出書類

1. 受注者は、特記仕様書及び監督員の指定する書類の他、別に示す様式により、契約後、関係提出書類を監督員を経て、遅滞なく提出しなければならない。
2. 指示、承諾、および協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。

第 14 条 成果品

1. 成果品は「規程」に定めるものの他、特記仕様書によるものを提出するものとする。
2. 成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

第 15 条 再 測 量

受注者は、作業完了後 3 年以内に測量成果に誤りが発見された場合は、発注者の指示により受注者の負担においてただちに再測量を行い、その誤りを訂正するものとする。また、工事施工前に分割点の位置に一時標識が不明または亡失した場合は、工事施工の際、立会すること。

第 16 条 境界立会い

1. 受注者は、関係人の立会いを得た場合は、筆界確定書または実測平面図に確認を行ったものの署名押印を求めるものとする。
なお、各境界点に略図で横断図にその位置を図示するものとし、必要に応じて筆界点と近傍の恒久目的物との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。
2. 受注者は、前項の確認が得られた場合は、速やかに発注者に報告するものとし、確認が得られない場合は、発注者の指示を受けるものとする。

第 17 条 対面同意

国土調査図、字限図等の公図と現状とが違う場合若しくは狭水路等の場合又は発注者が指示する箇所については、対面同意を得るものとする。

第 18 条 地積測量図

地積測量図及び土地所在図は、地積測量図等作成要領により作成するものとする。

第 19 条 進捗状況の報告

受注者は、作業実施状況を適時報告すること。

測量委託特記仕様書

1. 業務目的

本業務は、本業務は明石市藤江地内の用地（別添位置図参照。以下「当該土地」）の登記を行うものである。

2. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「測量委託共通仕様書」の第1条2に定める特記仕様書とし、両仕様書に記載されていない事項は、兵庫県土木設計業務等委託必携（最新版）によるものとする。

- (1) 本業務の履行において、疑義が生じた場合および特記仕様書に明記されていない事項については、発注者と協議のうえ、その指示を受けるものとする。
- (2) 本業務は、公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準（国土交通省近畿地方整備局）（以下、「公共嘱託登記業務積算基準」という）及び不動産登記等業務（表示関係）共通仕様書（案）に基づき積算している。ただし、これらの基準に無い項目は設計業務等標準積算基準書（令和8年度版）に基づいている。
- (3) 本業務は、業務難易度等に応じて補正係数を乗じ積算している。

3. 対象地

明石市藤江地内の用地

- ①明石市藤江 1702-3
②明石市藤江 1728-1

4. 工期

契約工期は契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

ただし、本件にかかる予算について、市議会等での次年度への繰越承認がなされたときは、令和9年9月30日までとする工期延期を行う予定である。

5. 業務の対象

(1) 提出書類

- ・受注者は、以下に示す書類を提出期限内に提出しなければならない。なお、書類の様式は明石市工事検査課ホームページよりダウンロードできる。
 - ①着手届・・・契約締結後 15 日以内（休日等を除く）
 - ②主任技術者経歴書・・・契約締結後速やかに
 - ③業務計画書・・・契約締結後 14 日以内（休日等を含む）
 - ④業務完了報告書・・・完了時
- ・指示、承諾、および協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。

(2) 成果品

受注者は本業務の成果として、以下の成果品を作成するものとする。なお、成果品の様式等については、別途協議のうえ、定めるものとする。

①報告書	A4 版製本	1 部
②議事録	A4 版	1 部
③電子ファイル(ワード・エクセル・JWCAD・DXF 等)		1 部
④その他必要書類		1 式

※成果品の詳細については受注後監督員と協議の上、決定すること。

(3) その他

- ①成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。
- ②用紙、様式等については監督員の承諾を得なければならない。
- ③受注者は成果提出前に、その成果を十分照査し、成果品は登記後、1 ヶ月以内に提出しなければならない。
- ④成果品に誤りが発見された場合は、発注者の指示により受注者の責任においてただちにその誤りを訂正するものとする。
- ⑤業務計画書において、兵庫県土木設計業務等委託必携（最新版）1. 測量業務共通仕様書 第 113 条業務計画書に示される事項に基づいて記載するものとする。
- ⑥業務における打合せは、業務着手時、中間時打合せ 1 回、完了時に行う以外に法務局との打合せについても必要に応じて同席することとする。その他業務の遂行上必要と考えられる場合は、発注者と協議のうえ打合せを行うものとする。なおこれらの協議に係る費用は委託料に含まれるものとする。

6. 業務内容等

(1) 業務の方針

藤江駅周辺道路整備事業における、山陽電気鉄道株式会社他との境界確定および当該土地の登記に必要な図書を作成するとともにこれを登記する。

(2) 業務の内容

①打合せ協議

業務開始時と中間(法務局への登記申請手続前)及び完了時の各 1 回、計 3 回とする。

②資料調査

当該土地の隣接地について、公簿類、地図類、図面類等を調査する。

③事前調査

資料調査に基づき当該土地の位置関係等の確認を行う。

④筆界確認

土地所在図、地籍測量図等の作成に必要な情報をデータ化する。

⑤立会

筆界確認資料を基に境界の確認及び公共用地管理者協議を行う。

⑥測量業務

データ化された情報により作成された地図等について、各境界点間の距離等が正確に表示されているか点検を行う。

⑦分筆登記業務

登記簿上の一つの土地を複数の土地に分けて登記をする手続き。

7. 用地調査

- ①受注者は、関係人の立会いを得たときは、筆界確認書等に確認を行った者の署名押印を求めるものとする。なお、境界点毎に略図で横断面図にその位置を図示するものとし、必要に応じて筆界点と近傍の恒久的地物との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。
- ②受注者は、前項の確認が得られた場合は、監督員の指示を受けるものとする。
- ③一筆の土地の筆界上の屈曲点間の実測の辺長を丈量図に記載するものとする。
- ④地積測量図及び土地所在図は、下記の地積測量図等作成要領により作成するものとする。

地積測量図等作成要領

	作成要領
地積測量図	(1) 地積測量図は土地実測平面図及び面積計算書に基づき 1 筆毎に正本 1 部及び写し 2 部を作成すること。 (2) 地積測量図は、不動産登記法施行細則付録第 8 号の様式により、日本工業規格 B 列 4 判の強靱な用紙を用いて作成すること。 (3) 地積測量図は、別に監督職員の指示による場合を除き土地実測平面図と同一の縮尺により作成すること。 (4) 地積測量図には、方位、地番、隣地の地番並びに地積及び求積の方法を記載すること。 (5) 地積測量図には、境界標の記載又は筆界点と近傍の恒久的地物からの距離、角度等の位置関係について記載すること。 (6) 地積測量図は、墨を用い 0.2 ミリメートル以下の細線で鮮明に作成すること。
土地所在図	(1) 1 筆ごとに正本 1 部及び写し 2 部を作成すること。 (2) 不動産登記法施行細則付録第 8 号の様式により、日本工業規格 B 列 4 判の強靱な用紙を用いて作成すること。 (3) 図には、方位、形状、及び隣地の地番を記載すること。 (4) 墨を用い 0.2 ミリメートル以下の細線で鮮明に作成すること。

8. 注意事項

- ①用地測量の範囲内に、筆界未定地（プラス地番）がある場合は、地権者及び法務局登記官と、密に調整を行うこと。
- ②本業務において、出来高数量による設計変更を行う。
- ③山陽電気鉄道に近接した業務となるため、山陽電気鉄道と事前の協議による承認を得てから現場業務を着手すること。なお、山陽電気鉄道との近接協議が必要と判断された場合は、協議資料を監督員と協議のうえ作成し、近接協議に要した項目については必要と認めるものについて設計変更の対象とする。
- ④土地の立入等については兵庫県土木設計業務等委託必携（最新版）1. 測量業務共通仕様書第 117 条業務計画書に示される事項に基づくこと。また、身分証明書においては測量業務の際にも携帯すること。
- ⑤本業務の実施に必要な報告書及び資料のうち発注者が所有するものについては、受注者に貸与する。受注者は破損、滅失、盗難などの事故が無いよう十分注意して取扱い、事故があった場合には受注者の負担により復旧するものとする。また、業務完了後は速やかに返納するものとする。

貸与資料 : 現地測量資料

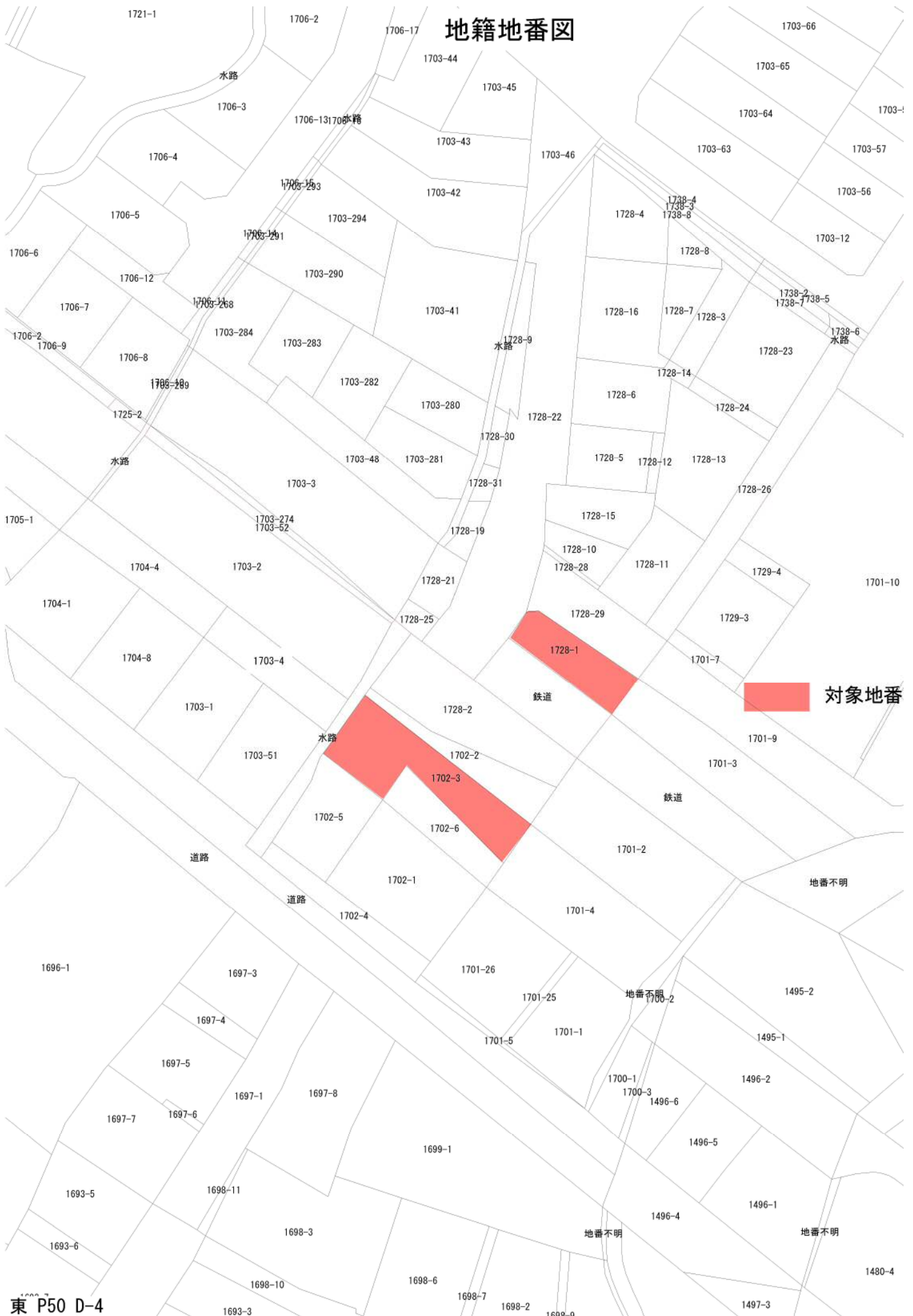
数量総括表

項 目	種 別	数 量	単 位	備 考
打合せ	打合せ	1	業務	
調査業務	公簿類	15	筆・個	
	地図類	15	筆・個	
	図面類	8	筆・個	
	事前調査	1	件	
測量業務	多角測量	6	点	
	復元測量	12	点	
	画地調整(区画)	2	区画	
	画地調整(加算)	2	区画	
	境界点測設	2	点	
	境界標埋設(金属鋲)	14	点	
立会業務	立会、確認	6	点	
	公共用地境界Aランク	5	点	
	Bランク	1	点	
	Cランク	4	点	
分筆登記	申請手続	2	件	
書類の作成	書類作成 文案を要するもの	2	通	
	原本の複製	5	通	
	調査報告書	2	通	

数量計算書

項 目	種 別	対象用地 1702-3		対象用地 1728-1	
		数量	備 考	数量	備 考
調査業務	公簿類	8	1702-3,-1,-2,-5,-6	7	1728-1,-2,-22,-29
	地図類		1703-4,-51,1701-4		1701-2,-3,-9
	図面類	4	1702-5,-6, 1703-51,1701-26	4	1701-3, 1728-1,-22,-29
	事前調査	1			
測量業務	多角測量	3	T1～T3	3	T4～T6
	復元測量	6	F1～F6	6	F7～F12
	画地調整	1		1	
	画地調整(加算)	1		1	
	境界点測設	1	分筆点 S1	1	分筆点 S2
	境界標測設(金属鋲)	7	復元+測設	7	復元+測設
立会業務	立会確認(同一筆界)	3		3	
	公共用地境界		水路,道路 A-2,B-1,C-2		道路 A-3,C-2
申請手続	分筆登記	1		1	
	書類作成 文案を要する	1	同一筆界確認書	1	同一筆界確認書
	原本複製	3	明示2,筆界確認書1	2	明示1,筆界確認書1
	調査報告書	1		1	

地籍地番図



位置図

